

当社は、一般社団法人投資信託協会(以下、「協会」という。)の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書(以下、「協会報告書面」という。)」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

一般社団法人 投資信託協会
会長 松谷 博司 殿

(商号又は名称) マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
(代表者) 代表取締役社長 中村 友茂 ㊞

正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

1. 委託会社等の概況

(1) 資本金の額(令和元年 10 月末日現在)

資本金の額 9億円

発行する株式総数 100,000 株

発行済株式総数 40,000 株

直近5か年の資本金の変動

平成 27 年 11 月 27 日に増資 1.5 億円

平成 28 年 6 月 24 日に増資 2.5 億円

平成 30 年 9 月 27 日に増資 4 億円

(2) 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務遂行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでです。また、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の現任の取締役の任期の満了すべきときまでです。

代表取締役は、取締役会の決議によって選任され、取締役会は、その決議によって取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として代表取締役が招集し、取締役会の議長となります。代表取締役が複数の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となります。代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

全取締役及び投資運用委員会の委員長が指名する者をもって構成される投資運用委員会(委員長は代表取締役社長)は、原則として四半期毎に開催され、投資環境や相場動向を勘案した上で、投資運用方針及び投資運用ガイドラインを協議して策定します。また、同委員会では、資産運用のパフォーマンスを継続的にレビューして投資運用手法、投資運用方針並びに投資運用ガイドラインの改定を決定します。

投資運用委員会で策定された投資運用方針に基づいて、運用部において、原則として月次で開催する投資会議で具体的な投資計画を策定します。

各投資信託の運用担当者は、投資会議において策定された投資計画を受けて、各投資信託の運用計画を策定して有価証券の売買等の運用指図を行います。各投資信託の運用計画及び運用指図は、資本市場モデルなどを用いてリスクリターン特性等を分析し、ポートフォリオの最適化を図るよう行われ、その成果である各投資信託の投資運用の実績は、投資運用委員会に報告されます。

2. 事業の内容及び営業の概況

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用(投資運用業)を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約にかかる投資運用業、投資助言業及び第2種金融商品取引業を行います。

令和元年11月22日現在、当社は17本の証券投資信託(追加型株式投資信託16本、単位型株式投資信託1本)の運用を行っており、純資産総額は18,848百万円です。

3. 委託会社等の経理状況

(1) 委託会社であるマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)により作成しております。

(2) 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(3) 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

また、第5期事業年度に係る中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	第3期 (2018年3月31日現在)	第4期 (2019年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	228,898	649,698
前払費用	1,321	1,035
未収委託者報酬	6,851	9,769
未収運用受託報酬	333	541
その他	12,599	12,314
流動資産計	250,004	673,359
固定資産		
有形固定資産	※1 4,327	※1 3,485
建物	2,729	2,466
器具備品	1,598	1,018
無形固定資産	96,781	118,841
ソフトウェア	96,781	118,841
投資その他の資産	8,797	60,535
投資有価証券	—	51,869
長期差入保証金	8,797	8,666
固定資産計	109,906	182,862
資産合計	359,910	856,221
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,020	2,244
未払金	2,635	6,130
未払手数料	2,485	3,574
未払費用	13,930	13,205
未払法人税等	2,652	7,355
流動負債計	22,724	32,510
固定負債		
繰延税金負債	—	572
固定負債計	—	572
負債合計	22,724	33,082
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	500,000	900,000
資本剰余金	500,000	900,000
資本準備金	500,000	900,000
利益剰余金	△664,814	△978,157
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△664,814	△978,157
株主資本計	335,185	821,842
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	—	1,296
評価・換算差額等計	—	1,296
新株予約権	2,000	—
純資産合計	337,185	823,139
負債・純資産合計	359,910	856,221

(2) 【損益計算書】

(単位:千円)

	第3期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	16,576		34,835	
運用受託報酬	14,762		27,742	
営業収益計		31,338		62,578
営業費用				
支払手数料	8,821		16,299	
広告宣伝費	3,114		15,108	
調査費	66,731		54,074	
委託調査費	66,379		53,498	
その他調査費	352		576	
委託計算費	17,588		10,396	
営業雑経費	2,901		2,638	
通信費	1,514		1,346	
協会費	1,386		1,292	
営業費用計		99,156		98,518
一般管理費				
給料	171,689		177,998	
役員報酬	42,660		24,987	
給料・手当	110,901		133,319	
法定福利費	18,127		19,691	
交際費	526		164	
旅費交通費	2,684		1,849	
租税公課	4,383		11,875	
不動産賃借料	14,608		14,073	
退職給付費用	3,133		3,226	
固定資産減価償却費	※1 22,910		※1 30,738	
諸経費	27,075		38,737	
一般管理費計		247,012		278,662
営業損失(△)		△314,830		△314,602
営業外収益				
受取利息	4		4	
雑収入	252		205	
営業外収益計		256		209
営業外費用				
雑損失	0		—	
営業外費用計		0		—
経常損失(△)		△314,574		△314,393
特別利益				
新株予約権戻入益	7,000		2,000	
特別利益計		7,000		2,000
税引前当期純損失(△)		△307,574		△312,393
法人税、住民税及び事業税		290		950
当期純損失(△)		△307,864		△313,343

(3) 【株主資本等変動計算書】

第3期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△356,949	△356,949	643,050	9,000	652,050
当期変動額								
当期純損失(△)	-	-	-	△307,864	△307,864	△307,864	-	△307,864
当期変動額合計	-	-	-	△307,864	△307,864	△307,864	△7,000	△314,864
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△664,814	△664,814	335,185	2,000	337,185

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本 準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△664,814	△664,814	335,185	
当期変動額							
新株の発行	400,000	400,000	400,000	-	-	800,000	
当期純損失(△)	-	-	-	△313,343	△313,343	△313,343	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	-	-	-	△313,343	△313,343	△313,343	
当期末残高	900,000	900,000	900,000	△978,157	△978,157	821,842	

	評価・換算差額等		新株 予約権	純資産合計
	その他有 価証券評 価差額金	評価・換 算差額等 合計		
当期首残高	-	-	2,000	337,185
当期変動額				
新株の発行	-	-	-	800,000
当期純損失(△)	-	-	-	△313,343
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	1,296	1,296	△2,000	△703
当期変動額合計	1,296	1,296	△2,000	485,953
当期末残高	1,296	1,296	-	823,139

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - その他有価証券
 - ① 時価のあるもの
 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年であります。
無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1: 顧客との契約を識別する。

ステップ2: 契約における履行義務を識別する。

ステップ3: 取引価格を算定する。

ステップ4: 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5: 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定です。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を当事業年度の期首から適用しています。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しています。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載していません。

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第3期 (2018年3月31日現在)	第4期 (2019年3月31日現在)
建物	481	744
器具備品	1,358	1,938

2. 関係会社に対する資産及び負債
重要性がないため、記載を省略しております。

(損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第3期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
有形固定資産	842	842
無形固定資産	22,067	29,896

2. 関係会社との取引高

重要性がないため、記載を省略しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第3期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	30,000	-	-	30,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
第1回新株予約権	普通株式	600	-	466	134	2,000

(変動事由の概要)

新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	30,000	10,000	-	40,000

(変動事由の概要)

新株の発行による増加

2. 新株予約権に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度期末	
第1回新株予約権	普通株式	134	-	134	-	-

(変動事由の概要)

新株予約権の減少は、権利失効によるものであります。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

長期差入保証金は、本社オフィスの不動産賃借契約に基づき差し入れた敷金等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第3期 (2018年3月31日現在)			第4期 (2019年3月31日現在)		
	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	228,898	228,898	-	649,698	649,698	-
(2)未収委託者報酬	6,851	6,851	-	9,769	9,769	-
(3)未収運用委託報酬	333	333	-	541	541	-
(4)投資有価証券	-	-	-	51,869	51,869	-
(5)長期差入保証金	8,797	8,797	-	8,666	8,666	-
資産計	244,880	244,880	-	720,544	720,544	-
(1)未払金	(2,635)	(2,635)	-	(6,130)	(6,130)	-
(2)未払手数料	(2,485)	(2,485)	-	(3,574)	(3,574)	-
負債計	(5,120)	(5,120)	-	(9,704)	(9,704)	-

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、及び(3)未収運用委託報酬

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

(5)長期差入保証金

長期差入保証金の時価については、賃貸借契約の内容及び敷金の性質から帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については、長期差入保証金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負債

(1)未払金及び(2)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第3期 (2018年3月31日現在)			第4期 (2019年3月31日現在)		
		取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照 表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えるもの	(1)株式	-	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	-	-	-	50,000	51,869	1,869
	小計	-	-	-	50,000	51,869	1,869
貸借対照表 計上額が取 得原価を超 えないもの	(1)株式	-	-	-	-	-	-
	(2)債券	-	-	-	-	-	-
	(3)その他	-	-	-	-	-	-
	小計	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	50,000	51,869	1,869	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、第3期 3,133 千円、第4期 3,226 千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	第3期 (2018年3月31日現在) (千円)	第4期 (2019年3月31日現在) (千円)
繰延税金資産		
繰越欠損金	194,245	293,203
その他	8,811	5,481
繰延税金資産小計	203,057	298,685
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注1)	—	△293,203
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	—	△5,481
評価性引当額小計	△203,057	△298,685
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	—	△572
繰延税金負債合計	—	△572
繰延税金負債純額	—	△572

(注1) 評価性引当額が95,628千円増加しています。この増加の主な内訳は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額を98,957千円追加的に認識したことに伴うものであります。

(注2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(※)	—	—	—	—	—	293,203	293,203
評価性引当額	—	—	—	—	—	△293,203	△293,203
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実行率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第3期(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

重要性がないため、記載を省略しております。

第4期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	マネックスグループ株式会社	東京都港区	(被所有) 直接 51.01%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	408,080	-	-
その他の関係会社	株式会社 クレディセゾン	東京都豊島区	(被所有) 直接 44.00%	出資の引受 役員の兼任	出資の引受 (注1)	352,000	-	-

(注1) 当社の増資時に発行株式を引き受けたものであります。

2. 親会社に関する注記

マネックスグループ株式会社(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	第3期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	11,239 円 53 銭	20,578 円 47 銭
1株当たり当期純損失金額	10,262 円 13 銭	8,928 円 21 銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第3期 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	第4期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純損失	307,864 千円	313,343 千円
普通株主に帰属しない金額	-	-
普通株主に係る当期純損失	307,864 千円	313,343 千円
期中平均株式数	30,000 株	35,095 株
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	2015年8月28日 臨時株主総会決議の第1回新株予約権 普通株式 600 株	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(1) 【中間貸借対照表】

(単位:千円)

	第5期中間会計期間 (2019年9月30日現在)	
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		459,963
前払費用		2,929
未収委託者報酬		4,275
未収運用受託報酬		627
短期差入保証金		11,556
その他		6,932
	流動資産計	486,284
固定資産		
有形固定資産	※1	4,413
建物		1,604
器具備品		2,808
無形固定資産		128,291
ソフトウェア		115,868
ソフトウェア仮勘定		12,423
投資その他の資産		52,517
投資有価証券		52,517
	固定資産計	185,221
	資産合計	671,506
(負債の部)		
流動負債		
預り金		1,833
未払金		8,561
未払手数料		3,925
未払費用		14,270
未払法人税等		5,199
	流動負債計	33,791
固定負債		
繰延税金負債		770
	固定負債計	770
	負債合計	34,561
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		900,000
資本剰余金		900,000
資本準備金		900,000
利益剰余金		△1,164,801
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		△1,164,801
	株主資本計	635,198
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,746
	評価・換算差額等計	1,746
	純資産合計	636,945
	負債・純資産合計	671,506

(2) 【中間損益計算書】

(単位:千円)

		第5期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		16,292	
運用受託報酬		16,230	
	営業収益計		32,523
営業費用			
支払手数料		9,409	
広告宣伝費		3,629	
調査費		31,945	
委託調査費		31,540	
その他調査費		404	
委託計算費		4,876	
営業雑経費		1,721	
通信費		800	
協会費		920	
	営業費用計		51,582
一般管理費			
給料		102,652	
役員報酬		15,758	
給料・手当		74,317	
法定福利費		12,577	
交際費		54	
旅費交通費		991	
租税公課		4,870	
不動産賃借料		8,279	
退職給付費用		2,073	
固定資産減価償却費	※1	21,530	
諸経費		26,729	
	一般管理費計		167,182
営業損失(△)			△186,240
営業外収益			
受取利息		2	
雑収入		69	
	営業外収益計		72
経常損失(△)			△186,168
税引前中間純損失(△)			△186,168
法人税、住民税及び事業税			474
中間純損失(△)			△186,643

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

第5期中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本					株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			その他有価 証券評価差 額金	評価・換 算差額等 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	900,000	900,000	900,000	△978,157	△978,157	821,842	1,296	1,296	823,139
当中間期変動額									
当中間期純損失(△)	-	-	-	△186,643	△186,643	△186,643	-	-	△186,643
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	-	-	-	-	-	-	449	449	449
当中間期変動額合計	-	-	-	△186,643	△186,643	△186,643	449	449	△186,194
当中間期末残高	900,000	900,000	900,000	△1,164,801	△1,164,801	635,198	1,746	1,746	636,945

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準および評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - ① 時価のあるもの
 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。
2. 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、建物8～15年、器具備品4～10年であります。
無形固定資産は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。
3. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(中間貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位:千円)

	第5期中間会計期間 (2019年9月30日現在)
建物	10
器具備品	2,257

2. 関係会社に対する資産及び負債
重要性がないため、記載を省略しております。

(中間損益計算書関係)

※1. 減価償却実施額

(単位:千円)

	第5期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
有形固定資産	2,796
無形固定資産	18,733

2. 関係会社との取引高
重要性がないため、記載を省略しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(株)	40,000	-	-	40,000

(変動事由の概要)

該当事項はありません。

2. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、銀行預金に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。また、投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

銀行預金は、信用度の高い金融機関に対する短期の預金であります。

短期差入保証金は、不動産賃貸契約に基づき差し入れた敷金であり、1年以内に回収が見込まれるものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理については、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、十分な手元流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

	第5期中間会計期間 (2019年9月30日現在)		
	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金・預金	459,963	459,963	-
(2)未収委託者報酬	4,275	4,275	-
(3)未収運用受託報酬	627	627	-
(4)短期差入保証金	11,556	11,556	-
(5)投資有価証券	52,517	52,517	-
資産計	528,939	528,939	-
(1)未払金	(8,561)	(8,561)	-
(2)未払手数料	(3,925)	(3,925)	-
負債計	(12,486)	(12,486)	-

(注1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注2)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、及び(4)短期差入保証金
短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

負債

(1)未払金及び(2)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	第5期中間会計期間 (2019年9月30日現在)		
		取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	50,000	52,517	2,517
	小計	50,000	52,517	2,517
中間貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないも の	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		50,000	52,517	2,517

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

当社のサービスは資産運用業の単一事業であるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

運用受託報酬については、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

なお、委託者報酬については、制度上、顧客情報を知りえないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	第5期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1株当たり純資産額	15,923 円 62 銭
1株当たり中間純損失金額	4,666 円 09 銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第5期中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純損失金額	186,643 千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株主に係る中間純損失金額	186,643 千円
普通株式の期中平均株式数	40,000 株

重要な後発事象)

該当事項はありません。

公開日 令和元年 12 月 6 日
作成基準日 令和元年 11 月 15 日

本店所在地 東京都港区赤坂一丁目12番32号
アーク森ビル
お問い合わせ先 コーポレート管理部

独立監査人の監査報告書

2019年5月31日

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2019年11月15日

マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 貞廣 篤典 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅谷 圭子 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているマネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、マネックス・セゾン・バンガード投資顧問株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2019年4月1日から2019年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注2) XBRL データは監査の対象には含まれていません。